

# 浦幌町立図書館資料除籍及び保存基準

平成31年浦幌町教育委員会訓令第6号

(制定の趣旨)

第1条 浦幌町立図書館における図書資料及び視聴覚資料（以下「図書等」という。）の保存基準を明確にするとともに、古くなりその利用価値のなくなった図書等を廃棄（以下「除籍」という。）する基準を明確にすることで、浦幌町立図書館の蔵書の適正化を図ることを目的とするとともに、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に掲げる図書館奉仕及び図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）に則することを目的として制定する。

(職員の責務)

第2条 浦幌町立図書館長（以下、「館長」という。）、職員及び司書（以下「職員等」という。）は、この基準を基に、常に浦幌町立図書館の蔵書の適正化に勤めなければならない。

(図書等の保存期限)

第3条 浦幌町立図書館における図書等の保存期限は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 哲学・宗教・古典・名著に属する図書等は20年、心理学に属する図書等は10年、その他の通俗書は5年とする。
- (2) 歴史・地理・伝記に属する図書等は10年、そのうち名著は20年とし、通俗書は5年とする。
- (3) 社会科学に属する図書等は10年、そのうち名著は20年とし、通俗書は5年とする。
- (4) 自然科学・数学に属する図書等は10年、そのうち名著は20年とし、通俗書は5年とする。
- (5) 技術・工学に属する図書等は10年、そのうち名著は20年、通俗書は5年とする。  
ただし、技術の変化により利用価値のなくなった図書については速やかに除籍する。
- (6) 家政類に属する図書等は10年、そのうち通俗書は5年とする。
- (7) 産業に属する図書等は10年、そのうち名著は20年、通俗書は5年とする。
- (8) 芸術・美術・スポーツ・体育・娯楽に属する図書等は10年、そのうち名著は20年、通俗書は5年とする。
- (9) 言語に属する図書等は10年、そのうち名著は20年、通俗書は5年とする。
- (10) 文学に属する図書等は10年、そのうち名作は永年保存とする。
- (11) 児童書に属する図書等は10年、そのうち名作は永年保存とする。
- (12) 絵本・紙芝居に属する図書等は10年、そのうち名作は永年保存とする。
- (13) 参考図書に属する図書等のうち辞典・年鑑・白書・統計書に属する図書等は永年保存とし、官報は3年とする。ただし、そのうち利用価値がなくなった図書等については速やかに除籍する。
- (14) 郷土資料に属する図書等は永年保存とする。
- (15) 前各号に属する図書の複本については、歴史的な価値があり必要性のあるものは永年保存とし。それ以外は、当該各号の保存期限を準用する。
- (16) 新聞に属する図書等は2年とする。ただし、十勝毎日新聞については縮小版を保存するものとする。

- (17) 雑誌に属する図書等は1年とする。ただし、その内容に郷土資料的要素が含まれる場合にあっては、属性を郷土資料に属する図書等に変更し、永年保存とする。
- 2 前項各号の保存期限の始期は、その図書等の出版日から起算するものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、館長が必要と認めた場合にあっては、その保存期間を延長、又は短縮することができる。ただし、当該図書等が品切れ及び絶版等により入手困難かつ資料的な価値がある場合は永年保存とする。
- 4 第1項に掲げる図書等のうち次の各号のいずれかに該当する場合にあってはその図書等を除籍する。ただし、当該図書等が前項のただし書以降に該当する場合はこの限りではない。
- (1) 内容が古く利用されなくなったもの
  - (2) 新版若しくは改訂版の発行があったもの
  - (3) 法律の改正によりその内容が変更となったもの
  - (4) 技術の変化によりその内容が変更となったもの
  - (5) 新事実の発見によりその内容が変更となったもの
  - (6) 社会事情の変化により利用価値が乏しくなったもの
  - (7) 図書等の外見が明らかに補修困難であり使用に耐えられないもの
  - (8) 図書等の内に汚損・破損・落丁があり補修しても使用に耐えられないもの
- (除籍の処理)

第4条 図書等を除籍する場合は、その書名若しくは資料名と、作者若しくは著作権者及びその図書等の出版年を明らかにした書面を決定書に付し、館長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、その時点においてこの条前段の処理をしなければならない。

- (1) 借受人の過失により亡失届が提出された図書等 届出日から1週間以内
  - (2) 蔵書点検実施時に所在不明と判断された図書等 当該蔵書点検実施時の2年後の年度末
  - (3) 長期未返却図書等 最終貸出日から5年後の年度末
- 2 前項の承認を受けた図書等は、図書館情報システムから除籍処理をしなければならない。
- 3 前項の除籍処理を行なった図書等は、第1項前段に掲げる事項を公示しなければならない。
- 4 前3項の処理が完了した図書等は古紙又は廃棄物として廃棄処分する。ただし、利用可能な状態の図書等で再利用図書として町民に提供するときはこの限りではない。
- (委任)

第5条 この基準の運用に関し、必要なことは、館長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。